

TOP NEWS

相続税精算課税制度が使いやすくなります！

2023年度税制改正大綱により、相続時精算課税制度が使いやすくなり、暦年贈与の持ち戻し期間が延びました。

暦年課税が有利な方：長い年月をかけてコツコツ資産を子供に残したい方。

精算課税が有利な方：近い将来に相続への不安を抱える方。値上がり見込みの株式・不動産をお持ちの方。

暦年課税

	従来	2027年1月～
非課税枠	110万円	110万円
生前贈与加算	3年	4年～7年
持ち戻し時の控除	0万円	100万円



相続時精算課税

	～2023年12月	2024年1月～
特別控除額	2,500万円	2,500万円
非課税枠	0万円	110万円
2,500万円超	20%課税	非課税枠超のみ20%
申告	必要	110万円以下は不要
届出	必要	必要



精算課税を選択したら
暦年課税には戻れない

詳しくは担当者までご連絡ください。

TOPICS

アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します！（新入社員紹介）

税理士法人



濱田 飛々己
[ハマダ ヒビキ]

[入社日] 2023/4/1(新卒)

[出身地] 東京都

[意気込み]

新入社員で右も左も分かりませんが、やる気と気合いで頑張ります！

志奈田 彩奈
[シムタ アヤナ]

[入社日] 2023/4/1(新卒)

[出身地] 福岡県

[意気込み]

感謝の気持ちを大切に楽しみながら経験し、知識を増やしていきます。

何 宇希
[カウキ]

[入社日] 2023/4/1(新卒)

[出身地] 中国

[意気込み]

優秀な国際会計士になれよう、頑張ります！

社労士法人



實光 領太
[ジッコウ リョウタ]

[入社日] 2023/5/15

[出身地] 千葉県

[意気込み]

早く職場に慣れて独り立ちできるよう努力します。

前田 絵里子
[マエタ エリコ]

[入社日] 2023/6/1

[出身地] 広島県

[意気込み]

社労士業界は初めてですが、精一杯頑張りますのでよろしくお願ひします。

ドラッグーの三人の石工

●新卒採用のコンセプト

税理士法人は4月から新卒3人を迎え、既存メンバーも新鮮な気持ちで仕事に取り組んでいます。今回の採用活動は「税理士になりませんか？」ではなく「5年後にスタートアップ企業のCFOレベルの経験を身に着けませんか」がコンセプトでした。5年後には、決算申告、確定申告、相続申告、株価評価、税務調査立ち合い、事業計画書作成、入退社手続き、遺言作成立ち合い、提案書プレゼンまでできるよう育成するスケジュールです。

●目的意識

決算実務や税金計算などのテクニカルスキルは他の職場でも経験できますが、税務調査の立ち合い、銀行折衝、弁護士らとの協業コンサルに

より会得する問題解決能力や論理的思考力といったポータブルスキルを身に着ける機会はなかなかありません。「転職しても一生使えるスキル」を身に付けてもらいたいと思っています（転職されても困りますが）。

●三人の石工

新卒社員に対してはいろいろな仕事の教え方がありますが、あれこれ詰め込むよりも初期段階では「何のために」この工程があるのかを徹底的に教え込んでいます。そんなとき参考にするのがドラッグーの著書になかにある「三人の石工」の話です。

ある旅人がレンガを積んでいる三人の石工に「何をやっているのか？」質問すると、一人目は「上司に言われてレンガを積んでいるのさ」と答えます。二人目は「レンガを積んで壁を作っているのさ」と答えます。三人目は「レンガを積んで

聖堂をつくり困っている人たちがお祈りをささげる場所を提供するのさ」と答えました。三人に同じ質問をしたのに「目的」と「目標」を理解しているかで仕事に対する考え方や取り組みが異なってきます。働き甲斐も異なると思います。会計事務所の仕事に置き換えると「領収書を整理して入力しています」「3月分の試算表を作成しています」「お客様の財務諸表を作成し、社長さんが経営判断できるようにするのさ」といった感じでしょうか。

ロボットによる会計処理やAI入力による科目判定が主流になりゆくこの頃、手段ではなく目的をはっきりさせることが教育において重要と考えます。



税理士法人
代表・税理士
内藤 克

2023年4月27日施行 相続土地国庫帰属法

近年、土地利用ニーズの低下により、土地を相続したものの土地を手放したいと思う人が増加しています。そこでこの法律は社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続又は相続人に対する遺贈により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的としています。

以下はこの相続土地国庫帰属法の概要です。

(1)承認申請

相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。ただし共有持分を相

続した者は、共有者全員で申請する必要があります。また、この法律の施行前に相続によって取得した土地も対象となります。

(2)事実の調査

法務大臣は、承認の審査をするために必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができます。

(3)承認

法務大臣は承認申請された土地が、通常の利用や処分するよりも多くの費用や労力がかかる土地としてこの法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認をします。

ただし、この承認は土地の一筆ごとに行うものとします。

(4)負担金納付

土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた者が、一定の負担金を国庫に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。この負担金は、国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して算定されます。

最後に、この制度を利用したい方は、その土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局（本局）の不動産登記部門に承認申請する必要があります。ただし、実際に承認申請を検討する段階の相談については、その申請する都道府県の法務局・地方法務局だけでなく、近くの法務局・地方法務局（本局）でも相談が可能となっています。



司法書士事務所
司法書士
西田 誠

技能実習と特定技能

技能実習制度及び特定技能制度の在り方が議論されています。何が問題なのでしょう。

●前提

日本に在留する外国人は、在留資格の範囲内で、定められた在留期間に限り在留活動（就労など）が認められています。現在、在留資格は29種類ありますが、大きく「①活動に基づく在留資格」と「②身分又は地位に基づく在留資格」に分けられます。このうち、「②身分又は地位に基づく在留資格」については活動に制限なく、**単純労働も含めて就労可能**です。

●技能実習と特定技能

技能実習と特定技能、どちらも「①活動に基づく在留資格」に属し、それぞれ別の在留資格で

す。どちらも単純労働は認められない在留資格のため、制度目的を次のように定義します。

技能実習：国際貢献のため、開発途上国等の外国人を一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて**技能移転を目的とする。**

特定技能：人材確保が困難な状況にある産業上の**特定分野において、即戦力**となる外国人材の受け入れを目的とする。

●技能実習制度の課題

技能実習制度は技能移転を目的とする制度ですが労働力確保としての性格が強まり、理念と実態に乖離が見られます。実習生は入国から3年間は実習先を変えられないことから、賃金不払などのトラブルに遭っても我慢するか、失踪し不法就労するかを選ばざるをえないため転籍要件の緩和が検討され、新たな制度となる予定です。

●特定技能制度の課題

特定技能制度の在留資格は、特定技能1号と特定技能2号に分かれ、在留期間と特定産業の分野に大きな違いがあります。特定技能制度（2019年4月施行）創設当初から働く人が2024年5月以降に在留期限を迎えるため、在留期間に上限がない、特定技能2号の対象分野拡大が検討されています。

【特定技能1号】

- ①在留期間の上限5年
- ②特定産業分野は、介護、ビルクリーニング、建設、造船・船用工業、飲食品料製造業、外食業など（14分野）

【特定技能2号】

- ①在留期間の上限なし
- ②特定産業分野は、建設、造船・船用工業のみ



社会保険労務士法人
代表・社労士
確井 健一

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>